

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第97号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則の一部改正)
第1条 鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則(平成17年鳥取県規則第121号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動後項等」という。)が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等(以下この条において「削除項等」という。)を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等(以下この条において「追加項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除項等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(軽微な変更等) 第3条 条例第2条第7号に規定する規則で定める変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。 (1) <u>一般廃棄物又は産業廃棄物の処分を行う廃棄物処理施設における廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第8条第1項、法第14条第6項、法第14条の4第6項又は法第15条第1項の許可に係る申請書に記載した処理能力(当該処理能力の変更について条例第23条第2項に規定する手続終了通知を受けているときは、当該通知に係る変更後のもの)の変更であって、その変更前の処理能力の10パーセント以上の増大を伴うもの</u> (2) <u>産業廃棄物処理業者が業として行う産業廃棄物の積替え又は保管のための施設(以下「積替え保管施設」という。)における法第14条第1項又は法第14条の4第1項の許可に係る申請</u>	(軽微な変更等) 第3条 条例第2条第7号に規定する規則で定める変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。 (1) <u>一般廃棄物又は産業廃棄物の処分を行うための施設の処理能力の変更であって、変更前の処理能力の10パーセント以上の増大を伴うもの</u> (2) <u>産業廃棄物の積替え又は保管のための施設(以下「積替え保管施設」という。)の保管量の変更であって、変更前の保管上限の10パーセント以上の増大を伴うもの</u>

書に記載した積替えのための保管上限（複数の産業廃棄物を取り扱う積替え保管施設にあっては、それぞれの産業廃棄物に係る保管上限の合計とし、当該保管上限の変更について条例第23条第2項に規定する手続終了通知を受けているときは、当該通知に係る変更後のものとする。）の変更であって、その変更前の保管上限の10パーセント以上の増大を伴うもの

(3)及び(4) 略

(周辺区域)

第4条 条例第2条第10号に規定する規則で定める区域は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に規定する区域のほか、次に掲げる区域

ア 条例第5条第3項に規定する生活環境影響調査結果書において生活環境の保全上一定の影響があるとされた区域

イ 廃棄物処理施設からの排水（雨水及び水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第8項に規定する生活排水を除く。以下同じ。）が流入する水域（当該廃棄物処理施設からの排水が排出される公共用水域（水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）及び当該公共用水域と接続する公共用水域に限る。）における水量が当該廃棄物処理施設からの排水の量のおおむね100倍となる地点までの区域

(事業計画書)

第6条 条例第5条第1項に規定する事業計画書（以下「事業計画書」という。）の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 条例第5条第1項第6号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

3 条例第5条第1項の規定により提出する事業計画書に添付する書類及び図面は、次のとおりとする。

(1)～(11) 略

(周知計画書)

第7条 条例第6条第1項に規定する周知計画書（以下「周知計画書」という。）の様式は、様式

(3)及び(4) 略

(周辺区域)

第4条 条例第2条第10号に規定する規則で定める区域は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に規定する区域のほか、次に掲げる区域

ア 条例第6条第3項に規定する生活環境影響調査結果書において生活環境の保全上一定の影響があるとされた区域

イ 廃棄物処理施設からの排水（雨水及び水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第8項に規定する生活排水を除く。）が流入する水域（当該廃棄物処理施設の排水が排出される公共用水域（水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）及び当該公共用水域と接続する公共用水域に限る。）における水量が排水量のおおむね100倍となる地点までの区域

(事業計画書)

第6条 条例第6条第1項に規定する事業計画書（以下「事業計画書」という。）の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 条例第6条第1項第6号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

3 条例第6条第1項の規定により提出する事業計画書に添付する書類及び図面は、次のとおりとする。

(1)～(11) 略

(周知計画書)

第7条 条例第7条第1項に規定する周知計画書（以下「周知計画書」という。）の様式は、様式

第2号のとおりする。

2 条例第6条第1項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)~(9) 略

3 条例第6条第1項の規定により提出する周知計画書に添付する書類及び図面は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(広告の方法等)

第8条 条例第9条の規定による広告は、次に掲げる事項を記載した書面の周辺区域内の集会所等の公共の場所、関係市町村の庁舎、設置予定場所を所管する総合事務所又は設置予定場所への掲示、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他関係住民への周知が図られる方法により行うものとする。

(1)~(5) 略

2 前項に規定する掲示は、条例第11条に規定する意見書(以下「意見書」という。)を提出することができる期間中、継続して行うものとする。

(縦覧の方法)

第9条 条例第9条に規定する縦覧(以下「縦覧」という。)は、周辺区域内の集会所等の公共の場所、関係市町村の庁舎、設置予定場所を所管する総合事務所その他関係住民が参集しやすい場所で行うものとする。

2 縦覧場所には、次に掲げる事項を明示するものとする。

(1) 略

(2) 条例第12条に規定する見解書(以下「見解書」という。)が周知されること。

(説明会の開催方法等)

第10条 条例第10条第1項に規定する説明会(以下「説明会」という。)の開催に当たっては、説明会に参加する者の参集の便を考慮して日時及び場所を定めるものとする。

2 事業者は、説明会に参加した者に対して、事業計画の概要を記載した書類及び図面を配布し、事業計画の内容を具体的かつ平易に説明するよう努めるとともに、次に掲げる事項を説明するものとする。

(1) 関係住民は、条例第11条の規定により意見

第2号のとおりする。

2 条例第7条第1項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)~(9) 略

3 条例第7条第1項の規定により提出する周知計画書に添付する書類及び図面は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(広告の方法等)

第8条 条例第10条の規定による広告は、次に掲げる事項を記載した書面の周辺区域内の集会所等の公共の場所、関係市町村の庁舎、設置予定場所を所管する総合事務所又は設置予定場所への掲示、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他関係住民への周知が図られる方法により行うものとする。

(1)~(5) 略

2 前項に規定する掲示は、条例第12条に規定する意見書(以下「意見書」という。)を提出することができる期間中、継続して行うものとする。

(縦覧の方法)

第9条 条例第10条に規定する縦覧(以下「縦覧」という。)は、周辺区域内の集会所等の公共の場所、関係市町村の庁舎、設置予定場所を所管する総合事務所その他関係住民が参集しやすい場所で行うものとする。

2 縦覧場所には、次に掲げる事項を明示するものとする。

(1) 略

(2) 条例第13条に規定する見解書(以下「見解書」という。)が周知されること。

(説明会の開催方法等)

第10条 条例第11条第1項に規定する説明会(以下「説明会」という。)の開催に当たっては、説明会に参加する者の参集の便を考慮して日時及び場所を定めるものとする。

2 事業者は、説明会に参加した者に対して、事業計画の概要を記載した書類及び図面を配布し、事業計画の内容を具体的かつ平易に説明するよう努めるとともに、次に掲げる事項を説明するものとする。

(1) 関係住民は、条例第12条の規定により意見

<p>書を提出できること。</p> <p>(2) 事業者は、<u>条例第12条</u>の規定により見解の周知を図らなければならないこと。</p> <p>(意見書)</p> <p>第11条 <u>条例第11条</u>に規定する意見書の様式は、様式第3号のとおりとする。</p> <p>(見解書)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>条例第12条第3項</u>に規定する見解の周知の方法は、意見書を提出した者への通知、第9条第1項に規定する縦覧を行う場所での見解書の縦覧その他関係住民への周知が図られる方法により行うものとする。</p> <p>4 略</p> <p>(実施状況報告書)</p> <p>第13条 <u>条例第14条</u>に規定する実施状況報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>(判断結果の周知方法)</p> <p>第14条 <u>条例第16条第1項</u>の規定による関係住民への周知は、周辺区域内に存する自治会等の代表者への通知及び周辺区域内の集会所等の公共の場所、関係市町村の庁舎又は設置予定場所を所管する総合事務所への掲示その他の方法により行うものとする。</p> <p><u>2 前項に規定する掲示は、当該掲示を開始した日から起算して7日を経過する日までの間、行うものとする。</u></p> <p>(実施状況報告書の再提出)</p> <p>第15条 <u>条例第16条第3項</u>に規定する実施状況報告書の様式は、様式第6号のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>(意見の調整の申出書)</p> <p>第16条 <u>条例第17条第1項</u>の規定による申出は、意見調整申出書(様式第7号)を提出して行うものとする。</p> <p>(意見調整結果の周知方法)</p>	<p>書を提出できること。</p> <p>(2) 事業者は、<u>条例第13条</u>の規定により見解の周知を図らなければならないこと。</p> <p>(意見書)</p> <p>第11条 <u>条例第12条</u>に規定する意見書の様式は、様式第3号のとおりとする。</p> <p>(見解書)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>条例第13条第3項</u>に規定する見解の周知の方法は、意見書を提出した者への通知、第9条第1項に規定する縦覧を行う場所での見解書の縦覧その他関係住民への周知が図られる方法により行うものとする。</p> <p>4 略</p> <p>(実施状況報告書)</p> <p>第13条 <u>条例第15条</u>に規定する実施状況報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>(判断結果の周知方法)</p> <p>第14条 <u>条例第17条第1項</u>の規定による関係住民への周知は、周辺区域内に存する自治会等の代表者への通知及び周辺区域内の集会所等の公共の場所、関係市町村の庁舎又は設置予定場所を所管する総合事務所への掲示その他の方法により行うものとする。</p> <p>(実施状況報告書の再提出)</p> <p>第15条 <u>条例第17条第3項</u>に規定する実施状況報告書の様式は、様式第6号のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>(意見の調整の申出書)</p> <p>第16条 <u>条例第18条第1項</u>に基づく申出は、意見調整申出書(様式第7号)によるものとする。</p> <p>(意見調整結果の周知方法)</p>
---	--

第17条 条例第18条第1項の規定による関係住民への周知は、周辺区域内に存する自治会等の代表者への通知及び周辺区域内の集会所等の公共の場所、関係市町村の庁舎又は設置予定場所を所管する総合事務所への掲示その他の方法により行うものとする。

2 前項に規定する掲示は、当該掲示を開始した日から起算して7日を経過する日までの間、行うものとする。

(事業計画又は周知計画の変更の届出)

第18条 条例第21条第1項の規定による届出は、事業計画の変更にあつては事業計画変更届出書(様式第8号)、周知計画の変更にあつては周知計画変更届出書(様式第9号)を提出して行うものとする。

(周知等の手続を要しない変更)

第19条 条例第21条第3項に規定する規則で定める変更は、次のとおりとする。

- (1) 条例第10条の規定による事業計画の周知又は条例第17条の規定による意見の調整における関係住民の意見等に基づいて行われる事業計画の変更
- (2) 条例第8条第2項の規定による通知に基づいて行われる事業計画の変更
- (3)~(6) 略

(廃止の届出等)

第20条 条例第22条第1項の規定による届出は、事業計画廃止届出書(様式第10号)を提出して行うものとする。

2 条例第22条第2項の規定による広告は、次に掲げる事項を記載した書面の周辺区域内の集会所等の公共の場所、関係市町村の庁舎、設置予定場所を所管する総合事務所又は設置予定場所への掲示、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他関係住民への周知が図られる方法により行うものとする。

- (1)及び(2) 略

3 前項に規定する掲示は、当該掲示を開始した日から起算して7日を経過する日までの間、行うものとする。

(廃棄物の処理状況に係る報告等)

第17条 条例第19条第1項の規定による関係住民への周知は、周辺区域内に存する自治会等の代表者への通知及び周辺区域内の集会所等の公共の場所、関係市町村の庁舎又は設置予定場所を所管する総合事務所への掲示その他の方法により行うものとする。

(事業計画又は周知計画の変更の届出)

第18条 条例第22条第1項の規定による届出は、事業計画の変更にあつては事業計画変更届出書(様式第8号)、周知計画の変更にあつては周知計画変更届出書(様式第9号)によるものとする。

(周知等の手続を要しない変更)

第19条 条例第22条第3項に規定する規則で定める変更は、次のとおりとする。

- (1) 条例第11条の規定による事業計画の周知又は条例第18条の規定による意見の調整における関係住民の意見等に基づいて行われる事業計画の変更
- (2) 条例第9条第2項の規定による通知に基づいて行われる事業計画の変更
- (3)~(6) 略

(廃止の届出等)

第20条 条例第23条第1項の規定による届出は、事業計画廃止届出書(様式第10号)によるものとする。

2 条例第23条第2項の規定による広告は、次に掲げる事項を記載した書面の周辺区域内の集会所等の公共の場所、関係市町村の庁舎、設置予定場所を所管する総合事務所又は設置予定場所への掲示、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他関係住民への周知が図られる方法により行うものとする。

- (1)及び(2) 略

(廃棄物の処理状況に係る報告等)

第21条 条例第25条第1項の規定による報告及び閲覧は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 設置者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)並びに電話番号
- (2) 設置場所
- (3) 取り扱う一般廃棄物又は産業廃棄物の種類
- (4) 処理能力に係る次の事項
 - ア 中間処理施設にあっては、1日及び1月当たりの処理能力

第21条 条例第25条第1項に規定する報告は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「処理状況報告書」という。)により行うものとする。

- (1) 中間処理施設及び最終処分場
 - ア 設置者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)並びに電話番号
 - イ 中間処理施設又は最終処分場の設置場所
 - ウ 取り扱う一般廃棄物又は産業廃棄物の種類
 - エ 廃棄物処理施設の1日及び1月当たりの処理能力(最終処分場にあっては、埋立地の面積及び埋立容量)
 - オ 廃棄物の種類ごとの次に掲げる処理実績
 - (ア) 各月の受入量
 - (イ) 処分方法ごとの処分量
 - (ウ) 処分後の廃棄物の持出先及び各持出先における処分方法ごとの処分量(最終処分場を除く。)
 - カ 中間処理施設又は最終処分場の操業を停止するに至った事故、故障等の有無及び該当がある場合にあっては、その概要
- (2) 積替え保管施設
 - ア 設置者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)並びに電話番号
 - イ 積替え保管施設の設置場所
 - ウ 取り扱う産業廃棄物の種類
 - エ 施設の保管能力(産業廃棄物の種類ごとの面積及び保管量の上限)
 - オ 産業廃棄物の種類ごとの次に掲げる処理実績
 - (ア) 各月の受入量
 - (イ) 各月の運搬方法ごとの運搬量
 - (ウ) 各月の月末時点の保管量
 - カ 積替え保管施設の操業を停止するに至った事故、故障等の有無及び該当がある場合にあっては、その概要

イ 最終処分場にあつては、埋立地の面積及び埋立容量

ウ 積替え保管施設にあつては、産業廃棄物の種類ごとの保管場所の面積及び保管上限

(5) 廃棄物の種類ごとの処理実績に係る次の事項

ア 各月の受入量

イ 中間処理施設又は最終処分場にあつては、処分方法ごとの各月の処分量

ウ 中間処理施設にあつては、処分後の廃棄物の持出先及び各持出先における処分方法ごとの処分量

エ 積替え保管施設にあつては、運搬方法ごとの各月の運搬量

オ 積替え保管施設にあつては、各月の月末時点の保管量

(6) 破損その他の事故等により施設の操業を停止した場合にあつては、当該事故等の概要

2 条例第25条第1項の規定による報告は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の処理状況について書面(以下「処理状況報告書」という。)により行うものとする。

3 条例第25条第1項に規定する書類は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の処理状況について作成するものとする。

4 前項の書類は、毎年7月1日から3年間、閲覧に供するものとする。

5 条例第25条第2項の規定による公表は、処理状況報告書を1年間公衆の縦覧に供する方法その他の知事が適当と認める方法により行うものとする。

(勧告に従わない旨の公表)

第23条 条例第38条第3項の規定による公表は、鳥取県公報に登載して行うものとする。

(周知等の手続に係る適用除外施設)

第24条 条例第40条に規定する規則で定める移動式の廃棄物処理施設は、移動することができるように設計された廃棄物処理施設のうち次に掲げるものを除く施設とする。

(1) 特定の不動産に固定して使用するもの

(2) 特定の不動産に固定せず使用するものであつて、次のいずれかに該当するもの

ア 建設工事の現場その他の一時的に廃棄物を

2 前項の報告は、毎年1月から起算して3月ごとに区分した各期間につき、当該期間経過後1月以内に行うものとする。

3 条例第25条第2項に規定する公表は、処理状況報告書を縦覧に供する方法その他の知事が適当と認める方法により行うものとする。

(勧告に従わない旨の公表)

第23条 条例第38条第2項の規定による公表は、鳥取県公報に登載して行うものとする。

(周知等の手続に係る適用除外施設)

第24条 条例第40条第2項に規定する規則で定める移動式の廃棄物処理施設は、一定の場所で継続使用する施設を除く施設とする。

排出する作業を行う場所に60日以上継続して
設置されるもの

イ 特定の場所（アに規定する場所を除く。）
において1年のうち合計60日以上設置される
もの

（書類等の提出部数及び提出機関）

第25条 条例及びこの規則の規定により知事に提出
する書類及び図面は、正本1通及び副本2通（第
21条第2項に規定する処理状況報告書にあって
は、正本及び副本各1通）を作成し、廃棄物処理
施設の設置場所を所管する総合事務所に提出し
なければならない。

2 略

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

事業計画書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

提出者 氏 名 (印)

（法人にあっては、主たる
事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名）

電話番号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正
化及び紛争の予防、調整等に関する条例第5条第
1項の規定により、次のとおり事業計画を提出し
ます。

略

注 略

（書類等の提出部数及び提出機関）

第25条 条例及びこの規則の規定により知事に提出
する書類及び図面は、すべて正副4通を作成し、
廃棄物処理施設の設置場所を所管する総合事務所
長に提出しなければならない。

2 略

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

（この規則の失効）

2 この規則は、平成19年12月31日までに延長その
他の所要の措置が講じられないときは、同日限
り、その効力を失う。

様式第1号（第6条関係）

事業計画書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

提出者 氏 名 (印)

（法人にあっては、主たる
事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名）

電話番号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正
化及び紛争の予防、調整等に関する条例第6条第
1項の規定により、次のとおり事業計画を提出し
ます。

略

注 略

添付書類 略

様式第2号(第7条関係)

周知計画書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

提出者 氏 名 (印)

(法人にあっては、主たる
事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名)

電話番号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第6条第1項の規定により、次のとおり周知計画を提出します。

略

注 略

様式第3号(第11条関係)

意見書

年 月 日

様

郵便番号

住 所

提出者 氏 名 (印)

(法人にあっては、主たる
事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名)

電話番号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第11条の規定により、次のとおり意見を述べます。

略

注 略

様式第4号(第12条関係)

添付書類 略

様式第2号(第7条関係)

周知計画書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

提出者 氏 名 (印)

(法人にあっては、主たる
事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名)

電話番号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第7条第1項の規定により、次のとおり周知計画を提出します。

略

注 略

様式第3号(第11条関係)

意見書

年 月 日

様

郵便番号

住 所

提出者 氏 名 (印)

(法人にあっては、主たる
事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名)

電話番号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第12条の規定により、次のとおり意見を述べます。

略

注 略

様式第4号(第12条関係)

見解書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

提出者 氏 名 (印)

(法人にあっては、主たる
事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名)

電話番号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正
化及び紛争の予防、調整等に関する条例第12条第
1項の規定により、次のとおり見解を述べます。

略

注 略

様式第5号(第13条関係)

実施状況報告書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

報告者 氏 名 (印)

(法人にあっては、主たる
事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名)

電話番号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正
化及び紛争の予防、調整等に関する条例第14条の
規定により、次のとおり実施状況を報告します。

略

注 略

添付書類 略

様式第6号(第15条関係)

実施状況報告書

年 月 日

職 氏 名 様

見解書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

提出者 氏 名 (印)

(法人にあっては、主たる
事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名)

電話番号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正
化及び紛争の予防、調整等に関する条例第13条第
1項の規定により、次のとおり見解を述べます。

略

注 略

様式第5号(第13条関係)

実施状況報告書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

報告者 氏 名 (印)

(法人にあっては、主たる
事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名)

電話番号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正
化及び紛争の予防、調整等に関する条例第15条の
規定により、次のとおり実施状況を報告します。

略

注 略

添付書類 略

様式第6号(第15条関係)

実施状況報告書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号
住 所
報告者 氏 名 (印)
(法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名)
電話番号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第16条第3項の規定により、次のとおり実施状況を報告します。

略

注 略
添付書類 略

様式第7号(第16条関係)

意見調整申出書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号
住 所
提出者 氏 名 (印)
(法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名)
電話番号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第17条第1項の規定により、次のとおり意見の調整を申し上げます。

略

注 略

様式第8号(第18条関係)

事業計画変更届出書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

郵便番号
住 所
報告者 氏 名 (印)
(法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名)
電話番号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第17条第3項の規定により、次のとおり実施状況を報告します。

略

注 略
添付書類 略

様式第7号(第16条関係)

意見調整申出書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号
住 所
提出者 氏 名 (印)
(法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名)
電話番号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第18条第1項の規定により、次のとおり意見の調整を申し上げます。

略

注 略

様式第8号(第18条関係)

事業計画変更届出書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所
届出者 氏 名 (印)
(法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付けで提出した事業計画の内容
について変更したいので、鳥取県廃棄物処理施設
の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整
等に関する条例第21条第1項の規定により、次の
とおり届け出ます。

略

注 略

様式第9号(第18条関係)

周知計画変更届出書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

届出者 氏 名 (印)

(法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付けで提出した周知計画の
内容について変更したいので、鳥取県廃棄物処理
施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、
調整等に関する条例第21条第1項の規定により、
次のとおり届け出ます。

略

注 略

様式第10号(第20条関係)

事業計画廃止届出書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

住 所
届出者 氏 名 (印)
(法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付けで提出した事業計画の内容
について変更したいので、鳥取県廃棄物処理施設
の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整
等に関する条例第22条第1項の規定により、次の
とおり届け出ます。

略

注 略

様式第9号(第18条関係)

周知計画変更届出書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

届出者 氏 名 (印)

(法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付けで提出した周知計画の
内容について変更したいので、鳥取県廃棄物処理
施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、
調整等に関する条例第22条第1項の規定により、
次のとおり届け出ます。

略

注 略

様式第10号(第20条関係)

事業計画廃止届出書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

<p>届出者 氏 名 印</p> <p>(法人にあっては、主たる 事務所の所在地及び名称 並びに代表者の氏名)</p> <p>電話番号</p> <p>年 月 日付けで提出した事業計画を廃 止したいので、鳥取県廃棄物処理施設の設置に係 る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する 条例第22条第1項の規定により、次のとおり届け 出ます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">略</div> <p>注 略</p>	<p>届出者 氏 名 印</p> <p>(法人にあっては、主たる 事務所の所在地及び名称 並びに代表者の氏名)</p> <p>電話番号</p> <p>年 月 日付けで提出した事業計画を廃 止したいので、鳥取県廃棄物処理施設の設置に係 る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する 条例第23条第1項の規定により、次のとおり届け 出ます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">略</div> <p>注 略</p>
---	---

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

第2条 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後										改正前											
別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係)										別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係)											
個別事業に係る事務処理権限										個別事業に係る事務処理権限											
所 属 名	事 項		事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称	所 属 名	事 項		事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称		
	種 類	内 容	知事	専 決 権 者		委 任 決 断 権 者					種 類	内 容	知事	専 決 権 者		委 任 決 断 権 者					
				部長	課長	地方機関 の長	部長	課長						地方機関 の長	部長	課長	地方機関 の長				
略										略											
循 環 型 社 会 推 進 課	略									循 環 型 社 会 推 進 課	略										
十一	鳥取県 廃棄物処理 施設の設置 に係る手続 の適正化及 び紛争の予 防、調整等 に関する条 例(平成17 年鳥取県条 例第38号)	1	同条例第5条第 11項又は第5項の 規定による事業計 画書の受理又は当 該計画書の送付 (一)及び(二) 略							十一	鳥取県 廃棄物処理 施設の設置 に係る手続 の適正化及 び紛争の予 防、調整等 に関する条 例(平成17 年鳥取県条 例第38号)	1	同条例第6条第 1項又は第5項の 規定による事業計 画書の受理又は当 該計画書の送付 (一)及び(二) 略								
		2	同条例第5条第 2項の規定による 指針の策定									2	同条例第6条第 2項の規定による 指針の策定								
		3	同条例第5条第 4項の規定による 生活環境影響調査 に係る必要事項の 決定									3	同条例第6条第 4項の規定による 生活環境影響調査 に係る必要事項の 決定								
		4	同条例第6条第 1項又は第2項の 規定による周知計 画書の受理又は当 該周知計画書の送 付 (一)及び(二) 略									4	同条例第7条第 1項又は第2項の 規定による周知計 画書の受理又は当 該周知計画書の送 付 (一)及び(二) 略								
		5	同条例第6条第									5	同条例第7条第								

	31項の規定による市町村長への協力の要請											31項の規定による市町村長への協力の要請									
21	同条例第17条第51項の規定による調整に関する意見書の受理										21	同条例第18条第51項の規定による調整に関する意見書の受理									
22	同条例第18条第11項の規定による意見の調整結果の通知等										22	同条例第19条第11項の規定による意見の調整結果の通知等									
23	同条例第19条の規定による意見の調整の本締結										23	同条例第20条の規定による意見の調整の本締結									
24	同条例第20条第21項の規定による協定の締結に関する助言(一)及び(二) 略										24	同条例第21条第21項の規定による協定の締結に関する助言(一)及び(二) 略									
25	同条例第21条第11項又は第21項の規定による変更届出書の受理又は当該届出書の送付(一)及び(二) 略										25	同条例第22条第11項又は第21項の規定による変更届出書の受理又は当該届出書の送付(一)及び(二) 略									
26	同条例第22条第11項の規定による廃止届出書の受理(一)及び(二) 略										26	同条例第23条第11項の規定による廃止届出書の受理(一)及び(二) 略									
27	同条例第22条第31項の規定による市町村長への通知(一)及び(二) 略										27	同条例第23条第31項の規定による市町村長への通知(一)及び(二) 略									
28-31 略											28-31 略										
32	同条例第38条第11項又は第21項の規定による助言(一)及び(二) 略										32	同条例第38条第11項の規定による助言(一)及び(二) 略									
33	同条例第38条第31項の規定による公表										33	同条例第38条第21項の規定による公表									
略											略										

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年1月1日から施行する。ただし、第1条中附則の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、一般廃棄物又は産業廃棄物の処分を行う廃棄物処理施設における廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第1項、法第14条第6項、法第14条の4第6項若しくは法第15条第1項の許可に係る申請書に記載した処理能力又は産業廃棄物処理業者が業として行う産業廃棄物の積替え若しくは保管のための施設（以下「積替え保管施設」という。）における法第14条第1項若しくは法第14条の4第1項の許可に係る申請書に記載した積替えのための保管上限（複数の産業廃棄物を取り扱う積替え保管施設にあっては、それぞれの産業廃棄物の保管上限の合計）に係る知事への事前協議を完了している廃棄物処理施設についての改正後の鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則第3条第1号又は第2号の規定の適用については、これらの規定中「手続終了通知」とあるのは、同条第1号にあっては「手続終了通知（当該処理能力の変更に係る知事への事前協議の完了通知を含む。）」と、同条第2号にあっては「手続終了通知（当該保管上限の変更に係る知事への事前協議の完了通知を含む。）」とする。